

R P S 法評価検討小委員会・報告書（案）に対する意見

団体名：自然エネルギー市民の会

住所：〒540-0026 大阪市中央区内本町2-1-19 内本町松屋ビル10 470号

電話番号：06-6901-6301

FAX 番号：06-6910-6302

電子メールアドレス：wind@parep.org

< 以下、意見（団体としての意見です） >

1 全体的な意見

該当箇所	全体
意見内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現在の RPS 法は、その目標値の低さと廃棄物発電を対象としたことから、再生可能エネルギー普及の促進になっておらず、RPS 制度から固定価格買取制度への移行を検討すべきである。 ・ RPS 制度が維持されるとしても、第 1 条の目的に「地球温暖化防止」を明記するとともに、2010 年の目標値を大幅に引き上げるべきである。 ・ 地球温暖化防止のためにも、中長期的な再生可能エネルギーの導入目標を設定すべきであり、その中長期的な目標は、世界の平均気温の上昇幅を工業化（1850 年頃）以前から 2 未満にすることを目標に設定されるべきである。 ・ 新エネルギーの定義を変え、再生可能エネルギーとし、一般廃棄物を燃料とする廃棄物発電はこれに含めるべきではない。
理由	<ul style="list-style-type: none"> ・ 最近の平均気温の上昇は著しく、過去の平均気温の高い年は 1990 年以降に集中している。2005 年は観測史上、もっとも平均気温が高かった可能性があると言われ、国際防災戦略（ISDR）の報告書によれば、2005 年の自然災害は 360 件で前年度比で 18%も増加している。なかでも洪水は前年比 57%、干ばつは 47%も増加したとされている。地球温暖化は急速に進んでいると考えざるを得ない。 ・ 温暖化対策は、突きつめれば省エネ対策とエネルギー転換しかなく、温暖化防止のために大幅な温室効果ガスの削減が必要であることを考えれば、化石燃料から再生可能エネルギーへのエネルギー源の転換が不可欠である。こうした基本的な認識が欠如していることは、今回の報告書の基本的な欠陥である。法目的に、地球温暖化防止が明記されなければならない。 ・ 本来、RPS 法は再生可能エネルギーの普及を促進するための法であるはずであるが、残念ながら RPS 法は再生可能エネルギーの普及を促進するどころか、障害にすらなっている。このことは、報告書も認めているように、平成 16 年の供給量

のうち、もっとも多いバイオマスのうち約 8 割が一般廃棄物を燃料とするもので、そのほとんどが法施行前から存在する設備によるものであることから明らかである。その原因は、目標値の低さと廃棄物発電を対象としたこと、全ての電源が義務履行上同様に扱われており、電気事業者が自由に買取対象を選択できるため、電源の多様性を確保できる制度となっていないことにある。

- ・ 固定価格買取制度を採用しているドイツなどでは、再生可能エネルギーの普及が急速に進んでおり、その多くが市民の投資によるものである。現在の RPS 法は、再生可能エネルギー普及を促進せず、むしろ障害ともなっている。例えば、RPS 法施行前 3 年間の太陽光発電の年平均伸び率は 45%であったが、施行後 3 年の年平均伸び率は 33%に低下している。風力発電についても、RPS 法施行前 3 年間の年平均伸び率が 78%であったのが、施行後 3 年の年平均伸び率は 38%に低下してしまっただけでなく、まさに、RPS 法は再生可能エネルギーの推進ではなく障害になっており、固定価格買取制度への移行が検討されるべきである。
- ・ 仮に、当面、RPS 制度が維持されるとしても、2010 年の利用目標値を大幅に引き上げるべきである。日本の RPS 法の目標は、RPS 制度を採用している諸外国やアメリカの諸州に比べても著しくその目標値が低い。設定された義務量が低かったことは、2004 年度にすべての電気事業者が義務量を達成し、2005 年度は年度開始時点で既に義務量の約半分が達成されていることに明らかである。報告書も、2008 年以前に、バンキング量が次年度の義務量を上回る可能性があることを認めており、2010 年の利用目標値の大幅な引き上げは、再生可能エネルギーの普及促進のためにも不可欠である。
- ・ 2005 年 5 月、中央環境審議会の専門委員会は、「気温上昇幅が 2? 3 になると、地球規模で悪影響が顕在化することが指摘されている。従って、気温上昇幅を 2 以下に抑制することは、地球規模での悪影響の顕在化を未然防止することになる。」とする報告書を公表した。気温上昇幅を工業化（1850 年頃）以前から 2 未満に抑えなければ、地球規模の回復不可能な環境破壊により人類の健全な生存が脅かされる可能性があるとしており、再生可能エネルギーの中長期的な目標も、この 2 未満を目標に設定すべきである。
- ・ 新エネルギーは、石油代替エネルギー利用促進の観点から提起された概念であり、環境保全の趣旨が含まれていない。再生可能エネルギーは、エネルギー安定供給と環境保全のどちらの社会目標にも寄与しうるエネルギー資源である。世界的に新エネルギーなる概念を使っている国はなく、新エネルギーを再生可能エネルギーに変え、一般廃棄物を燃料とする廃棄物発電は含めるべきではない。

2 RPS法の施行状況の認識について

該当箇所	1.(1) RPS法制定の背景と施行状況 (p2)
意見内容	<ul style="list-style-type: none"> 「新エネルギーの導入は着実に進展してきている」との記述を、「設定された義務量が低かったり、廃棄物発電をその対象としたため、新エネルギーの新規設備の導入はRPS法施行以前よりも鈍化している。」と書き改めるべきである。
理由	<ul style="list-style-type: none"> 報告書にも記載されているように、平成16年の供給量のうち、もっとも多いバイオマスはそのほとんどが法施行前から存在する設備によるものであり、水力発電もRPS法施行後に運転開始した設備は1300kWだけである。太陽光発電設備も導入が鈍化してきており、単年度の導入量もストックもドイツに抜かれてしまった。 こうした状況は、報告書の「新エネルギーの導入は着実に進展してきている」との記述に重大な疑問を投げかけるものである。 「新エネルギーの新規設備の導入は思ったより進んでいない。」ことを率直に認め、その原因が設定された義務量が低かったことや、廃棄物発電をその対象としたことにあることを明記すべきである。

3 義務履行状況について

該当箇所	2.(1) 義務履行状況 (p.4)
意見内容	<ul style="list-style-type: none"> 「平成22年度(2010年)の目標達成には、依然として官民を挙げた最大限の努力が必要と考えられる。」との記述の根拠を具体的に記述すべきである。
理由	<ul style="list-style-type: none"> 報告書は、「平成20年度(2008年度)以前に、バンキング量が次年度の義務量を上回る可能性があり、その場合、RPS相当量の価格下落、さらに一部のRPS相当量は、義務履行に用いることができなくなる恐れがある。」としながら、それに続けて「平成22年度(2010年)の目標達成には、依然として官民を挙げた最大限の努力が必要と考えられる。」と記述する。その理由として、「平成20年度以降の状況を考えると、義務量が増加していくとともに、風力の立地地点やバイオマスの資源調達等諸条件も厳しくなる可能性がある」とされ、これが平成22年度(2010年度)の利用目標量を据え置く根拠とされているようである。 しかし、この報告書の「平成20年度(2008年度)以前に、バンキング量が次年度の義務量を上回る可能性があり・・・」との記述と、「平成22年度(2010年)の目標達成には、依然として官民を挙げた最大限の努力が必要と考えられる。」記述は明らかに矛盾している。 報告書は、その理由として義務量の増加と、資源調達等諸条件が厳しくなる可能性をあげるが、極めて抽象的であり、著しく説得力に欠ける。平成21年度(2009

	年)と平成22年度(2010年)の供給予想を具体的な数値で示すとともに、その根拠を具体的に記述すべきである。
--	--

4 太陽光発電導入促進要因の評価について

該当箇所	2.(4) 太陽光発電(p.6)
意見内容	・太陽光発電の導入促進の要因として、市民の努力にも言及すべきである。
理由	<ul style="list-style-type: none"> ・ 報告書は、太陽光発電設備からの供給量の増加の要因として、「財政支援措置とともに、電力会社による余剰電力の購入が大きく貢献し、導入が促進されてきたといえる。」とか、「電力会社が自主的に余剰電力を購入することは大いに評価されるべきものである。」と記述する。 ・ しかし、財政支援措置と電力会社が余剰電力を購入しても、なお太陽光発電はコスト的にまったく見合わないことを明記すべきである。当会では、今年3月、東大阪市の保育所に10kWの太陽光発電設備を市民から建設資金を借り入れて設置した。この事業では、助成も受け、余剰電力を関西電力に買い取ってもらっても、借り入れ原資を返済するのに20年を要する。即ち、太陽光発電は、財政支援措置と余剰電力を買い取ってもらっても、設置者はコスト的にまったく引き合わないのである。報告書も認めるように、太陽光発電設備は約7割が住宅に設置されているのであり、このことは市民が多額の犠牲を払って、地球温暖化防止などの環境保全のため太陽光発電設備を設置していることを示している。 ・ 電力会社による余剰電力の購入を評価するだけでなく、こうした市民の努力にも言及すべきである。

5 RPS法と電力需要家の関係について

該当箇所	2.(5) RPS法と電力需要家の関係(p.8)
意見内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 電気事業者のうち、電力会社等が、公害や地球温暖化の原因物質を大量に発生させていることも記述すべきである。 ・ 電気事業者の義務履行状況や義務履行計画を公表すべきである。 ・ 電力需要家が、再生可能エネルギーを自由に購入できる制度が構築されるべきである。
理由	・ 報告書は、「電気事業者がRPS法の義務履行を通じて、新エネルギーの推進に貢献していることが国民に十分理解されていない。」とするが、電力会社については公害や地球温暖化の原因物質を大量に発生させているのであり、再生可能エネルギーの推進を図るのは当然の義務である。

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 電気事業者の義務履行状況や義務履行計画を公表させるべきである。こうした情報の開示は、市民の再生可能エネルギーの普及に対する理解を促進し、報告書が「国民に十分に理解されていない」と心配する電気事業者の貢献に対する理解の促進にもなる。 ・ 報告書は、新エネルギーの入った電気を使用している電力需要家がそれを対外的にアピールできる制度になっていないとするが、問題は電力需要家が自由に再生可能エネルギー設備から供給される電力を購入できる制度がないことである。報告書は、「こうした電力需要家は、グリーン証書やグリーン電力基金といった民間のプログラムを通じて、新エネルギーの導入拡大に貢献している。」とするが、極めて限定的であり、再生可能エネルギーの導入拡大に貢献したいとする市民が、より直接的に再生可能エネルギーの導入拡大に貢献できる固定価格買取制度などが検討されるべきである。
--	---

6 バンキングの繰越期間の長期化について

該当箇所	3.(1)義務量(p.9)
意見内容	・ バンキングの繰越期間の長期化は適当ではないとする報告書の結論は妥当である。
理由	<ul style="list-style-type: none"> ・ 報告書は、「バンキングは、新エネルギー等による発電量が天候に左右され得るといった供給量の不安定性、それに伴う RPS 相当量の需給バランスへの影響等を考慮して設けた義務量達成の補完的措置である。この趣旨を踏まえると、バンキングの繰り越し期間を長期化することは適当ではない。」とするが、妥当な結論である。 ・ 長期化の理由とされる「RPS 相当量の価格下落や無価値化の回避」は、義務量を大幅に引き上げれば解決される問題である。

7 平成 18 年度から平成 21 年度の義務量の変更について

該当箇所	3.(1)義務量, p.9-10.
意見内容	・ 短期的投資インセンティブの低下を改善するために、平成 18 年度(2006 年度)から平成 21 年度(2009 年度)の義務量の変更は是非すべきである。
理由	<ul style="list-style-type: none"> ・ 2004 年度末の段階ですでに、2007 年度目標を達成してしまっている。これでは、明らかに短期的に再生可能エネルギー新規投資インセンティブが低下している可能性がある。 ・ RPS 法の法目的が「新エネルギー等の導入量拡大」(14 頁)にあるのならば、新規導入インセンティブを阻害する要因は極力取り除くべきである。

8 2010年度の利用目標量について

該当箇所	3.(1)義務量(p.9)
意見内容	・平成22年度(2010年度)の利用目標量を大幅に引き上げるべきである。
理由	<ul style="list-style-type: none"> ・報告書は、「平成22年度(2010年度)の利用目標量は、現状の新エネルギー等の利用実績の倍以上の水準であるため、まずは、現在設定されているものの達成を目指すことが重要であり、現状を維持する。」とするが、平成22年度(2010年度)の利用目標量は大幅に引き上げるべきである。 ・日本のRPS法の目標は、RPS制度を採用している諸外国やアメリカの諸州に比べても著しくその目標値が低い。目標値が低いことが、再生可能エネルギーの普及が進まない要因である。固定価格買取制度を導入するか、2010年の利用目標値の大幅な引き上げをしないと、再生可能エネルギーの普及は促進されないことは明らかである。 ・また、気温上昇幅を2未満に抑えなければ、地球規模の回復不可能な環境破壊により人類の健全な生存が脅かされる可能性があるとしてされており、そのためには温室効果ガスの大幅な削減が必要である。そして、温室効果ガスの大幅な削減のためには、エネルギー源を再生可能エネルギーに転換することが不可欠であることからすれば、多少の困難はあっても、より高い目標をかかげて再生可能エネルギーの普及を進めることが将来の世代のためにも必要なことが認識されるべきである。

9 取引価格について

該当箇所	3.(2)取引価格(p.11)
意見内容	<ul style="list-style-type: none"> ・取引価格の問題は、いずれも固定価格買取制度が導入されれば解決する問題であり、このことにも言及すべきである。 ・取引価格を公開するとともに、再生可能エネルギーの導入が促進されるような適正な最低価格の設定がなされるべきである。
理由	<ul style="list-style-type: none"> ・報告書のあげる、取引価格の公開と最低価格の設定の問題は、いずれも固定価格買取制度が導入されれば解決する問題であり、このことにも言及すべきである。 ・報告書は、「価格情報は、新エネルギー事業計画立案の参考となるとともに、RPS相当量取引の円滑化に寄与する」ことを認めながら、「個別の取引が特定されないように配慮する」とする。仮にRPS制度が維持されるとしても、価格情報は基本的に公開されるべき情報である。「個別の取引が特定されないように配慮する」

	<p>必要性はない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ また、RPS 相当量の最低価格の設定についても、最低価格を設定すれば「事業採算性が見通しが明確になること」を認めながら、「設定次第で実質的に基準価格となるおそれもあり、経済効率的な導入という RPS 法の趣旨に反する面を有する」としている。地球温暖化の影響の深刻さを考えるなら、再生可能エネルギーの導入促進こそが優先的課題であり、そのためには「事業採算性が見通しが明確になること」が必要である。経済効率的な導入は二次的な課題に過ぎない。報告書も認めるように、「新エネルギー等発電設備は、・・通常投資回収に 10 年前後、若しくはそれ以上かかる」(p.5) のであり、事業採算性を見通しを明確にし、こうした事業リスクを減らすことが優先されるべきである。
--	--

10 目標期間について

該当箇所	3.(3) 目標期間 (p.12)
意見内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 気温上昇幅を工業化 (1850 年頃) 以前 2 未満に抑えることを前提に、再生可能エネルギー導入の中長期的な目標を設定すべきである。 ・ 最低でも、2020 年までに電力消費量の 10%、2050 年には 50% 程度の再生可能エネルギーの導入目標が設定されるべきである。
理由	<ul style="list-style-type: none"> ・ 報告書は、「長期エネルギー需給見通しの作成時において、RPS 法で対象とされる新エネルギー等の電力分野における導入がどの程度になるのか、大まかな目安 (義務量とは異なる) を示すことができるよう検討を行う。」とする。また、その一方で、「長期にわたり、技術開発の動向、立地条件、供給ポテンシャルを踏まえた、現実的かつ達成可能な導入目標を設定することは困難である」とする。 ・ 報告書が、「大まかな目安 (義務量とは異なる)」であっても、中長期的な目標を検討することは賛成である。 ・ しかし、その目安を「技術開発の動向、立地条件、供給ポテンシャル」から「現実的かつ達成可能な導入目標を設定する」との考えには賛成できない。中長期的な目標は、再生可能エネルギーの導入目的から考えるべきであり、再生可能エネルギーの導入の目的を地球温暖化防止に置くなら、「技術開発の動向、立地条件、供給ポテンシャル」ではなく、地球温暖化防止のためにどの程度の再生可能エネルギーの導入が必要か検討されるべきである。 ・ 中央環境審議会の専門委員会は、平均気温の上昇を 2 以下に抑制するためには、「温室効果ガスの排出量の大幅な削減を早期に大幅に削減することが必要であり、一例として、世界全体の全温室効果ガスの排出量を、1990 年に比して 2020 年で 10%、2050 年に 50%、2100 年に 75% 削減することが必要」としており、こうした知見を参考に、中長期的な導入目標が検討されるべきである。即ち、最

	<p>低でも、2020年までに電力消費量の10%、2050年には50%程度の再生可能エネルギーの導入目標が設定されるべきである。ただし、これは世界全体での排出削減の目標であり、共通だが差違ある責任を考えるなら、日本等の先進工業国はより高い削減をしなければならないことが検討されるべきである。</p>
--	---

1.1 義務対象エネルギーについて

該当箇所	3.(4) 義務対象エネルギー (p.13)
意見内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 義務対象エネルギーの選定は、明確な環境影響評価に基づき設定すべきである。
理由	<ul style="list-style-type: none"> ・ RPS法の目的の一つは、「環境の保全」にある。したがって、再生可能エネルギーといえども環境影響の大きい電源は、法の対象電源に含めるべきではない。にもかかわらず、現在の対象電源、特に地熱・水力・廃棄物発電の認定基準は、不明確であり認定基準に統一性がないように思われる。 ・ 各電源の種類・規模などについての環境影響評価を行い、それに基づいて、対象電源、その規模、認定要件を作成すべきである。 ・ 環境保全の観点から、一定規模以上の大型水力や廃棄物発電は対象エネルギーに含めるべきではない。

1.2 従量制の導入について

該当箇所	3.(6) 従量制の導入 (p.16)
意見内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 従量制の導入を検討すべきである。 ・ また、未達成交量について、罰金ではなく、京都議定書が採用しているような加重履行義務なども検討されるべきである。
理由	<ul style="list-style-type: none"> ・ 報告書は、「社会的批判を覚悟で、罰金などを払うことにより義務履行を免れようとする動きはなく、従量制の導入の必要性はないと考えられる。」とするが、問題は「義務履行を免れようとする動き」ではなく、より履行のインセンティブを高める制度をどう構築するかである。いま、より安上がりな「罰金などを払うことにより義務履行を免れようとする動き」がないとしても、近い将来、こうした企業が出てこない保証はない。不履行の程度により罰金や課徴金が多くなる従量制は否定されるべきではない。 ・ また、罰金や課徴金だけでなく、不履行の量を次年度にボロイングできるだけでなく、一定の割合を加重した義務を課すような制度も検討されてよい。京都議定書が削減義務の不履行に対し次期約束期間に3割の加重履行義務を課していることが参考にされるべきである。

1 3 余剰電力の購入について

該当箇所	3 .(6) 電力会社による余剰電力の購入 (p.16)
意見内容	<ul style="list-style-type: none">・ 電力会社の余剰電力の購入に頼るのではなく、固定価格買取制度などを導入し、必要な費用は電気料金を値上げするか、公的資金で担保するなどの制度を検討すべきである。
理由	<ul style="list-style-type: none">・ 電力会社の余剰電力の購入に頼った再生可能エネルギーの普及には限界がある。・ 電力会社も、再生可能エネルギー設備を設置する市民や企業も損をしないシステムが構築されるべきである。・ 再生可能エネルギー設備を設置する市民や企業も、電力会社も、経済的に引き合わない制度は持続可能とは言い難い。・ 必要な費用は電気料金を値上げするか、公的資金で担保するなどの制度が、国民的議論のもとに検討されるべきである。